

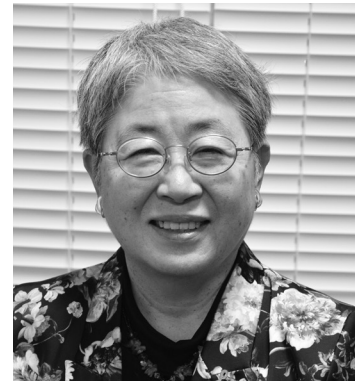
提 言

今こそ「子どもの権利」を保障する基本法を

Now, It Is the Time to Establish the Basic Act for Children's Rights

奥山 眞紀子 (子どもの虐待防止センター 理事)

小児保健に携わるものとして、子どもの権利は重大な関心事であるはずである。しかしながら、子どもと日々接するわれわれにとって子どもの権利条約について学ぶ機会は限られている。その理由は、1994年に日本が批准した「子どもの権利条約」を担保する法律を日本が作ってこなかったことにある。その後、障害者権利条約や女子差別撤廃条約に関しては、日本で条約を批准するにあたって国内での法律を整備し、監視の制度も作った。しかし、子どもの権利条約を批准したときの内閣は、日本では子どもの権利は守られているとし、それを担保する法律も監視の制度も作ることはなかった。「子どもの権利条約を聞いたこともない」という大人が42.9%もいるという調査結果もある(セーブザチルドレン2019年)。周知の問題だけではない。国が批准した条約は「憲法の下、法律の上」とされているが、条約に基づいた裁判の判決や審判はないのが現状であり、国内法は欠かせないのである。



重要な閣法である児童福祉法の理念が「子どもの権利」に基づく明記されたのは、やっと2016年になってからである。その第一条においては、「全て児童は、・・・を等しく保障される権利を有する」と子どもが権利の主体であることが明記され、第二条において、「全て国民は、・・・児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され」と意見が尊重される権利が書かれ、「その最善の利益が優先して考慮される」と明記されるに至った。

これらのことは、その後の発展に寄与することになった。野田市で親の虐待を訴えていた小学校4年生の女児が虐待死した事件をきっかけに行われた令和元年の改正で、児童虐待の防止等に関する法律に、親からの体罰の禁止が明記され、児童福祉法の附則の<検討>として、民法の懲戒権に関して検討することとなった。また、子どもの意見を聴く仕組みや子どもの権利を擁護する仕組みが検討されることも附則に明記され、現在、厚生労働省において、子どもに寄り添って、エンパワーし、その意見を聴くアドボケートの制度や子どもオンブズマンに代表されるような子どもの権利擁護制度について議論が始まっている。

子ども家庭福祉の分野においてはここまで進んできているが、保健医療の分野でも同様の議論がなされる必要がある。成育基本法においても、第一条に、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と書かれており、保健医療においても、子どもが権利の主体であることが常に意識され、何らかの決定に関して、適切に子どもの意見が聴かれ、尊重されているかについての振り返りが必要である。日本小児保健協会としても子どもの声を直接聴くことを是非進めていければと思う。

「子どもの権利」はすべての分野で重視されなければならない。そのためには、社会全体として子どもの権利を保障するための法律が不可欠である。子どもに日々接しているわれわれは、そのために声を上げていくことが求められている。子ども中心の社会を目指して!!